

伊予市役所 ☎982-1111(代)

中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

市営住宅の補欠入居者募集

伊予市役所都市建設課(内線595)

中山地域事務所産業建設課(☎967-1111)

双海地域事務所産業建設課(☎986-11232)

平成18年度市営住宅補欠入居の希望者を、次のとおり募集します。今回の募集は、平成19年3月31日までの間に空きが生じ、入居可能となった市営住宅に、その都度入居できる仕組みです。

■募集対象住宅

○本庁地区 鳥ノ木団地、新川団地、安広団地、鹿島住宅

○中山地区 寺尾団地、豊岡団地、泉町団地、門前団地、門前住宅、竹之内住宅ほか

○双海地区 双海団地、夕やけ団地、あかね団地、二瀬団地、清流団地、星住宅

※ただし、旧市町地区を越えての入居はできません。例えば、中山地区に住所がある方は、中山地区の住宅のみ入居することができません。本庁・双海地区の住宅には入居できませんので、ご注意ください。

■家賃

入居者の所得を基礎に、住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○市内に住所又は勤務場所を有す

る方

○地方税等を滞納していない方
○現に同居又は同居しようとする親族のある方(条件および住宅により、単身者も可)

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下の方)。ただし、特定公共賃貸住宅にあっては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円を超える方)

○その他、公営住宅法および特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適應する方

■選考方法

伊予市営住宅管理条例にもとづき選考します。

※母子、高齢者、心身障害者世帯等については優遇措置があります。

■申し込み

○申込受付期間 2月13日(月)～21日(土・日を除く)、8時30分～17時

○申込先 それぞれの地域事務所へお申し込みください。

3月3日(金)締め切り!今年度最後の追加募集
『浄化槽設置補助金交付制度』

市民生活課(内線535)

伊予市には、浄化槽を新たに設置する方を対象に、浄化槽本体工事費に対して補助金を交付する制度があります。ただ今、今年度最後の追加募集を行っていますので、ぜひご利用ください。

稲荷、市場の一部を除く区域
■補助を受ける条件

市内に住所を有する方、又は浄化槽設置後、速やかに住民登録ができる方など、いくつかの条件がありますので、詳しくは市民生活課へお問い合わせください。

■補助対象区域

○八倉、宮下、上野、上三谷、下三谷、本郡、森、中村、三秋、平岡、鷓崎、双海地区の全域
○下吾川、米湊、上吾川、三島、尾崎

■補助金額

○5人槽 354,000円
○6～7人槽 411,000円
○8～10人槽 519,000円

国勢調査



国勢調査にご協力いただき
ありがとうございました。

10月1日現在で実施した「平成17年国勢調査」の速報結果をお知らせします。伊予市の人口は39,494人、世帯数は13,747世帯で、前回(平成12年)の調査と比べ、人口は1,011人減少、世帯数は435世帯増加しました。

また旧市町別では、旧伊予市が人口30,438人、10,735世帯、旧中山町が人口4,077人、1,391世帯、旧双海町が人口4,979人、1,621世帯(愛媛県の集計結果による)です。

この調査の実施にあたり、ご協力いただきました市民の皆さん、調査員・指導員の皆さんに心からお礼申し上げます。

※速報結果は、後日、総務庁統計局が発表する結果と異なる場合があります。

■問い合わせ 企画情報課(内線588)へ。

期限内に正しい申告を！
市県民税の申告は3月15日(水)までに

税務課(内線531〜534)

平成18年度分の税の申告受付が2月16日(木)から始まり、この申告は、平成18年度の市県民税、国民健康保険税を計算するために必要となりますので、3月15日(水)の期限までに申告してください。申告期間中は混み合います。郵送による提出もご利用ください。

国民健康保険に加入している方は
また、国民健康保険税の計算には、前年の所得の申告が必要です。国民健康保険に加入している方は、前年中に所得が全くなかった場合や遺族年金・障害年金のように市県民税では非課税となる所得のみの場合にも必ず申告してください。申告のない場合は、所得証明や課税証明を交付することができません。さらに、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなくなりますのでご注意ください。

年齢65歳以上の方は
老年者控除の廃止や公的年金の所得計算方法の変更、老年者非課税措置の段階的廃止により、市県民税が課税される場合がありますが、所得控除等(医療費控除、社会保険料・生命保険料・損害保険

所得税の確定申告も3月15日(水)までに

料控除、寡婦控除など)の申告により、税額が軽減できることもあります。申告する場合には申告してください。
※老年者控除の廃止にともない、寡婦控除が適用できる場合があります。寡婦控除とは、夫と死別後再婚してない場合又は離別後再婚してない場合又は扶養親族がいる場合に適用できる所得控除です。

平成17年分の所得税の確定申告も、2月16日(木)から始まります。なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、相談及び申告書の受け付けは行いませんが、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。
なお、松山税務署では、今年の確定申告期間中、2月19日・26日の曜日に関り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。申告書はわざわざ税務署まで持

参しなくても郵送で提出することができます。早めに自分で作成し、郵送で提出することをおすすめします。
■申告書はホームページから入手
確定申告の用紙は、税務署又は市役所に備え付けていますが、国税庁ホームページからも所得税の確定申告書を作成することができます。
○国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

	内 容	説 明
申告が必要な方	次の条件に該当する方 ○平成18年1月1日現在で伊予市に居住 ○下の申告義務の免除に該当しない	申告が不要な方(確定申告書を提出した方を除く)も、医療費控除等各種の控除を受けようとする場合は、申告が必要。
申告が不要な方(申告義務免除)	給与所得者 ※平成17年に中途退職し、再就職していない方は申告が必要。	平成17年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
	公的年金等受給者	公的年金等の所得のみの方
	確定申告書を税務署に提出している方	

【申告に必要なもの】
 ○印鑑・筆記用具・電卓
 ○所得計算に必要な書類
 源泉徴収票…給与、公的年金等の所得
 収支内訳書…収入・経費のわかるもの(必ず集計しておいてください。)
 ○医療費の領収書
 医療費控除を受ける場合には必要
 ○保険料等の証明書
 国民健康保険税・健康保険料・国民年金・生命保険料・損害保険料など
 ※国民年金保険料については、今回から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要となりましたのでご注意ください。

■市・県民税の申告受付日程

受付時間/9:00~11:00、13:00~16:00

中山地区

日	地区名	会場
2月		
16日(木)	柚之木、大矢	中山地区公民館 (保健センター講義室)
17日(金)	坪井、野中	
20日(月)	栗田2・3、東町	
21日(火)	泉町1・2、添賀	
22日(水)	泉町3・4	
23日(木)	豊岡1・2	
24日(金)	栃谷、障子ヶ谷、重藤	
27日(月)	影之浦、小池	
28日(火)	山口、柿谷、犬寄	
3月		
1日(水)	村中、中替地、影浦	中山地区公民館 (保健センター講義室)
2日(木)	源氏、赤海、安別当	
3日(金)	日浦、梅ノ木、坪ノ内	
6日(月)	榎峠、竹之内、長沢団地	
7日(火)	日南登、平村	
8日(水)	上長沢、梅原、永木	
9日(木)	門前、漆	
10日(金)	福住、福岡、高岡	
13日(月)	下長沢、福元、平沢	
14日(火)	中山地区全域	
15日(水)		

本庁地区

日	地区名	会場
2月		
16日(木)	米湊	伊予市市民会館
17日(金)	灘町・湊町	
20日(月)	下吾川(鳥ノ木・新川を除く)	
21日(火)	新川	
22日(水)	鳥ノ木	
23日(木)	鵜崎・両沢・唐川	唐川ふれあいプラザ
24日(金)	平岡・大平	大平地区公民館
27日(月)	三秋	三秋集会所
28日(火)	森	森集会所
3月		
1日(水)	稻荷	稻荷西集会所
2日(木)	本郡・尾崎	中村地区公民館
3日(金)	中村・三島・市場	
6日(月)	上吾川	上吾川集会所
7日(火)	下三谷	下三谷集会所
8日(水)	宮下	宮下集会所
9日(木)	上三谷	上野地区公民館
10日(金)	上野	
13日(月)	八倉	八倉中央集会所
14日(火)	本庁地区全域	伊予市市民会館
15日(水)		

双海地区

日	地区名	会場
2月		
27日(月)	上灘地区 (事前にご案内した方)	ふたみ基幹集落 センター
28日(火)		
3月		
1日(水)	下灘地区 (事前にご案内した方)	下灘支所
2日(木)		

※双海地区では、上記以外の平日は、双海地域事務所総務調整課窓口にて随時受け付けています。

競争入札参加資格申請を希望される方へ

伊予市が発注する建設工事、物品等の競争入札(見積り)に参加を希望される方は、下記の期間に申請を行ってください。(平成17・18年度追加分)

業種	申請期間
建設工事	2月1日(水) ~28日(火)
測量・建設工事等 コンサルタント業務	
業務委託(役務の提供)	
物品	

■問い合わせ 財政監理課(内線563・564)へ。

国民年金・厚生年金保険
老齢給付の裁定請求書の「事前送付」が始まりました

市民生活課（内線536）

年金は、受給資格を満たしたからといって、自動的に受けられるわけではありません。初めて年金を受ける場合には、受給者本人が、年金を受けるための手続き（＝裁定請求）をしなければなりません。そのときに必要となる届出書が「裁定請求書」です。この届出書を社会保険事務所などで受け取り、必要事項を記入の上、提出することになります。

しかし、自分で請求すること知らなかったり、忘れていたりするケースが少なくありません。そこで社会保険庁では、昨年10月より、年金請求者の利便を図り、また、裁定請求漏れを防ぐことを目的に、社会保険業務センターが管理している年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方に対して、年金加入期間等をあらかじめ印字した「裁定請求書」を、年金支給開始年齢に達する3か月前に、本人宛てに送付しています。

生年月日、性別、住所、年金加入履歴等があらかじめ印字されています。内容をよく確認し、裁定請求する際に活用してください。

■送付対象者

○60歳の3か月前に送付される方
↓昭和21年1月2日以降に生まれ
の方

○65歳の3か月前に送付される方
↓昭和16年1月2日以降に生まれ
の方

※「裁定請求書」は、3か月前に送付されますが、裁定請求書の提出日、戸籍謄本・住民票等の発行日については、受給権発生日（誕生日の前日）以降になりますので、お間違えないようにお願いします。

※60歳で年金の受給資格が確認できない方には、裁定請求の案内「年金に関するお知らせ」（はがき）が送付されます。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（12月末日現在）

	12月	累計	前年比
発生	22件	264件	-14件
死者	0人	8人	+5人
傷者	26人	335人	-21人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（12月末日現在）

	12月	累計	前年比
侵入盗	2件	101件	+3件
自動車盗	0件	6件	-4件
オートバイ盗	1件	29件	+2件
自転車盗	5件	100件	-9件
車上ねらい	3件	46件	-28件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
2	4(土)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	5(日)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	11(土)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	12(日)	功栄設備 中 村	982-5888
	18(土)	K. シマダ 下吾川	983-6553
	19(日)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	25(土)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
3	26(日)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	4(土)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	5(日)	豊田設備 下吾川	982-6867

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
	(有)栄電機設備	☎967-1318
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350

■平成17年中の火災発生状況

区 分	平成17年	平成16年	前年比	
件 数	23	21	2	
損 害 額 (千円)	575,770	40,794	534,976	
建 物	件 数	20	14	6
	焼損面積 (㎡)	2,494	912	1,582
	焼損表面積 (㎡)	1	16	▲15
	損害額 (千円)	575,719	38,403	537,316
林 野	件 数	0	4	▲4
	焼損面積 (a)	0	17	▲17
	損害額 (千円)	0	718	▲718
車 両	件 数	1	2	▲1
	損害額 (千円)	35	1,659	▲1,624
そ の 他	件 数	2	1	1
	損害額 (千円)	16	14	2
り 災 世 帯 数	10	10	0	
り 災 人 員	25	26	▲1	
負 傷 者 数	1	6	▲5	
死 者	1	0	1	

※平成16年は旧伊予市、中山町、双海町の合計です。

■出火原因と件数

原 因	件数	原 因	件数
ストーブ	3件	溶接器・溶断器	1件
たき火	3件	取灰	1件
たばこ	2件	放火	1件
電灯・電話等の配線	2件	その他	4件
配線器具	2件	不明・調査中	3件
こんろ	1件		

■伊予市管内の火災と救急出場件数 (12月末日現在)

種別	12月分			累計(1月から)		
	火 災 件 数	本庁 0	中山 0	双海 0	本庁 16	中山 4
救急出場 件 数	本庁	124	170	本庁	1,386	1,852
	中山	14		中山	217	
	双海	32		双海	249	

☎ **火災・救急 → 119**
火 災 救急病院 案内 982-5959

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
平成17年中の火災発生・救急出場状況報告

伊予消防署 ☎ 982-0657

火災発生状況

平成17年中における伊予市の火災件数は23件、損害額は5億7,577万円でした。昨年と比較すると2件増加し、損害額も大幅の増加となっています。

また出火原因は、ストーブやたき火、たばこなどとなっていますが、火災のほとんどは、私たちのちよつとした不注意によって発生しています。尊い命や財産を失わないためにも、一人一人がより一層の火災予防に努めるようにしましょう。

救急車の出場件数

昨年の救急車の出場は、1,852件で1,789人を搬送しました。市民の22人に1人が利用したことになります。

救急車は、だれでも要請さえすれば利用することができ、一部市民の方には、救急車に頼らなくても良かったと思われる軽微な症状の方が利用される場合も少なくありません。正しい利用の方法について今一度、考えてください。

燃焼の3要素

燃焼とは、物質が酸素などの酸化剤と化学反応を起こして、酸化物になると同時に、熱や光としてエネルギーを放出する現象をいいます。

燃焼が起こるのは、①可燃性物質②酸素供給源(空気など)③熱源(点火エネルギー)の3つの



条件が必要で、これを「燃焼の3要素」といいます。つまり燃焼は、3つの条件がそろっているから起こるわけで、逆に言えば、どれか一つを取り除けば、火が消えるということになります。

防火の心得として、「火の取り扱いに注意する」「燃えやすいものは整理し、放置しない」というのは、実は燃焼の3要素のうち、空気をなくすることはできないため、それ以外の熱源と可燃性物質にポイントをおいて、3つがそろわないようにしましょう、ということなのです。